

<2022 年度用> 医療補償制度 休止・再開届

記入日 年 月 日

公益財団法人 海外子女教育振興財団
会長 小林 栄 三 殿

下記のとおり休止・再開届を提出します。

学校名	日本人学校 補習授業校		
個人番号		氏名	
連絡先		E-mail	

区分	ふりがな 氏 名	本人と の続柄	一時帰国 年月日	再出国 年月日	異動理由
休止 再開	(例) やまだ はなこ 山田 花子	配偶者	2022 年 10 月 11 日	2023 年 3 月 20 日	実家で介護対応が必要になったため
休止 再開			年 月 日	年 月 日	
休止 再開			年 月 日	年 月 日	
休止 再開			年 月 日	年 月 日	
休止 再開			年 月 日	年 月 日	

【休止・再開手続きについて】

- 一時帰国期間が90日超となり、その間医療補償制度を一旦休止したい場合に、「休止・再開届」に必要事項をご記入の上、下記のご提出先にメールまたは FAX にてお送りください(※休止する場合、一時帰国期間中は補償対象外となります)。
- 「休止・再開届」が提出された翌月より会費(保険料)の控除が停止となり、再出国年月日より自動的に本医療補償制度適用の再開となり、控除が実施されます。 ※「再出国年月日」が月までの記入の場合は、その月初からの制度適用再開・控除となります。

【<ご注意> 再出国日が変更となった場合】

- 当初ご提出いただいた「休止・再開届」に記載の再出国年月日から日程が変更となる場合は、速やかに「休止・再開届」に必要事項をご記入(区分は再開を選択の上)、再提出ください。
- ※特に当初より再出国が早まった場合、「休止・再開届」の再提出がないと保険が適用されない恐れがありますので十分ご注意ください。

<休止・再開届 ご提出先>(派遣国によってお問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。)**【派遣国がアメリカ・カナダ・ベトナム・タイ・カンボジア以外の場合】**

株式会社阪急阪神ビジネスラベル 営業本部 公務営業部 公務営業一部 日本人学校・補習授業校担当
FAX:(国内から)03-6745-7401 (海外から)+81-3-6745-7401 E-MAIL: school@hhbt.co.jp

【派遣国がアメリカ・カナダ・ベトナム・タイ・カンボジアの場合】

名鉄観光サービス株式会社 銀座支店 営業四課 日本人学校・補習授業校担当
FAX:(国内から)03-3571-7447 (海外から)+81-3-3571-7447 E-MAIL: toshihiro.ueki@mwt.co.jp